

育成医療の新規申請について

育成医療は事前の申請が原則です。対象となる医療（手術等医療）を受ける前に必要なものを用意して障がい福祉課の窓口申請してください。

★育成医療の新規申請に必要なもの

- 1 自立支援医療（育成医療）意見書
育成医療の指定医療機関の指定医が記入したもの
- 2 健康保険から交付された特定疾病療養受療証
※お持ちの方のみ（人工透析療法、抗 HIV 療法等の場合）
- 3 健康保険証
※生活保護を受給されている方は生活保護受給証明書

○審査・判定には1か月半～2か月ほど時間がかかります。

逗子市 福祉部 障がい福祉課 電話：046-873-1111 内線 223

自立支援医療（育成医療）のご案内



自立支援医療（育成医療）は、**18歳未満**の障がいのある人が、疾病、事故、災害などによる身体的損傷に対して医療（一般医療）がなされ、障がいを軽減するために必要な医療（人工透析療法、人工関節手術、口唇、口蓋形成術、抗HIV療法、じん臓・心臓・肝臓移植術及び抗免疫療法等）に対する公費負担援助を受けることができる制度です。原則として医療費の自己負担額が1割になりますが、世帯（同じ医療保険）の所得の状況等に応じて「月額自己負担上限額」が定められます。

月額自己負担上限額

| 生活保護世帯 | 市民税非課税 | | 市民税 | | |
|------------|------------------|------------------|---------------------------------|----------------------------------|---------------|
| | 本人収入 80万円以下 | 本人収入 80万円超 | 3万3千円未満 | 3万3千円～ 23万5千円未満 | 23万5千円以上 |
| 生活保護 0円 | 低所得1 月額2,500円 | 低所得2 月額5,000円 | 中間所得1 (※1 経過的特例) 月額5,000円 | 中間所得2 (※1 経過的特例) 月額10,000円 | 一定所得以上 対象外 |
| | | | 重度かつ継続※2 | | |

※ 1 経過的特例は、令和9年3月31日までとなります。

※ 2 重度かつ継続の範囲

- ・ じん臓機能障がい、小腸機能障がい、免疫機能障がい、心臓機能障がい（心移植後の抗免疫療法に限る）、肝臓機能障がい（肝移植後の免疫療法に限る）の者。
- ・ 医療保険の高額療養費で多数該当者（直近12か月で4回以上）

逗子市 福祉部 障がい福祉課

逗子市逗子5-2-16

電話 046-873-1111(代)

内線223

FAX 046-873-4520